

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 29日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県知立市内幸町加藤75番地

氏 名 中一建設工業株式会社

代表取締役 中根正喜

電話番号 0566-82-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中一建設工業株式会社
事業場の所在地	愛知県知立市内幸町加藤75番地
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 151,366万円
③ 従業員数	47人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類 (アスファルト塊、コンクリート塊)、木くず、廃プラスチック類の分別を各現場において徹底している。 現場作業員の生活系廃棄物と産業廃棄物との分離。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合物について可能な限り分別を行い再資源化を図る。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

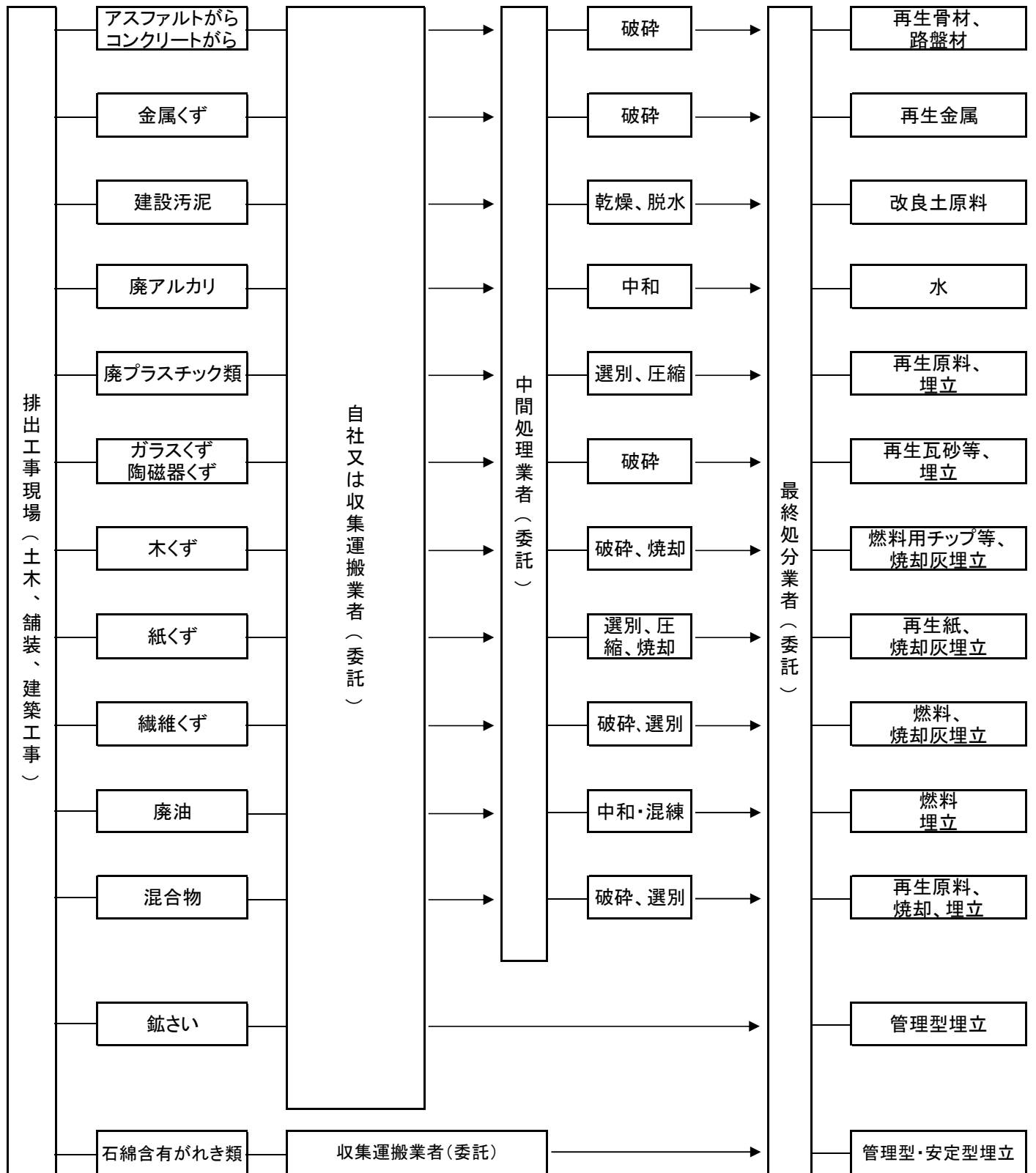
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

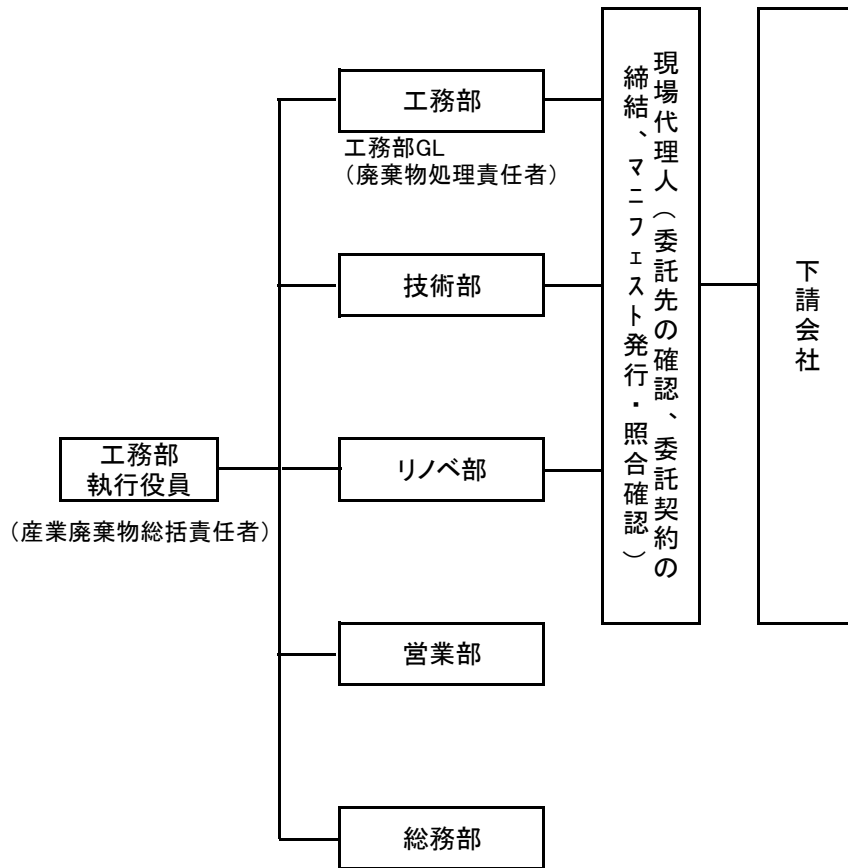
④産業廃棄物の一連の処理の工程



R2年度は廃アルカリ、紙くず、繊維くず、廃油、鉱さい、石綿含有がれき類の発生量はゼロ。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



		【前年度(令和3年度)実績】 (単位:t)								
産業廃棄物の種類		がれき類	ガラスくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合(安定型)	建設汚泥	木くず	混合(管理型)	合計
①現状	排出量	7716.96	0.5	28.85	4934.94	13.1	15.049	218.17	80.4	13008
(これまでに実施した取組) ・当社の主要工事である官公庁工事においては、再生資源利用促進計画書の作成が決められており、それによって廃棄物の減量化及び循環利用を積極的に進めている。 ・販売業者に余剰材(コンクリート2次製品)の引取を引取料を支払って依頼した。 ・再利用可能な型枠材、木杭等は可能な限り再利用する。										
		【目標】 (単位:t)								
産業廃棄物の種類		がれき類	ガラスくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合(安定型)	建設汚泥	木くず	混合(管理型)	合計
②計画	排出量	7700	0.5	27	4800	12	14	210	75	12838.5
(今後実施する予定の取組) ・余剰材の再利用による排出量の削減。 ・分別の徹底により混合物としての排出をゼロとする。										

【前年度(令和3年度)実績】		(単位:t)								
産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合(安定型)	建設汚泥	木くず	混合(管理型)	合計	
①現状	全処理委託量	7716.96	0.5	28.85	4934.936	13.1	15.049	218.17	80.4	13007.97
	優良認定処理業者への処理委託量			14.7				195.57		210.27
	再生利用業者への処理委託量	7714.74	0.5	5.645	4918.664	3.5	15.049	8.52	80.4	12747.02
	認定熱回収業者への処理委託量									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
(これまで実施した取組)										
<ul style="list-style-type: none"> ・委託処理業者との書面による契約の徹底および処理状況の確認を実施。 ・がれき類については全量を再資源化施設を有する業者に委託し再資源化を実施。 ・可能な限り再生利用業者に処理を委託。 										
【目標】		(単位:t)								
産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合(安定型)	建設汚泥	木くず	混合(管理型)	合計	
②計画	全処理委託量	7700	0.5	27	4800	12	14	210	75	12838.5
	優良認定処理業者への処理委託量			15				200		215
	再生利用業者への処理委託量	7700	0.5	12	4800	12	14	10	75	12623.5
	認定熱回収業者への処理委託量									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
(今後実施する予定の取組)										
<ul style="list-style-type: none"> ・木くずの再生処理業者への処理委託を増やすよう努力する。 ・より優れた技術を持った業者を選定することにより可能な限り再資源化を図る。 ・委託処理業者の収集運搬から最終処分に至るまでを確認し的確に管理する。 										